

# 「横浜市場直送店登録制度」実施要綱

制 定 令和6年4月1日 本経支 第 603 号（経済局長決裁）

横浜市経済局 中央卸売市場本場 経営支援課  
横浜市経済局 中央卸売市場食肉市場 運営課

## （目的）

第1条 この事業は、横浜市が横浜市中央卸売市場（以下「横浜市場」という。）から生鮮食料品等を仕入れている飲食店及び量販店を含む小売店（以下「飲食店等」という。）を横浜市場直送店（以下「直送店」という。）として登録し、広く紹介することで直送店及び横浜市場の知名度向上を図るとともに、一般消費者の横浜市場経由の生鮮食料品等の消費拡大につなげることを目的とし、この要綱は、本事業実施に必要な手続等の事項を定めるものとする。

## （登録の要件）

第2条 横浜市は、次に示す全ての条件に該当する飲食店等を直送店として登録する。

- (1) 食品衛生法等の必要な許可を受けていること。
- (2) 横浜市場の卸売業者、仲卸業者及び売買参加者（以下「市場事業者」という。）から水産物、青果物及び食肉に係る生鮮食料品等（以下「横浜市場仕入食材」という。）を継続して仕入れていること。
- (3) 店舗又は店舗の代表者、役員及び従業員について暴力団等（横浜市暴力団排除条例第2条2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）と密接な関係がないこと。

## （直送店の取組内容）

第3条 直送店は、次に示す取組を行うものとする。

- (1) 交付された登録証及びステッカーを店舗に掲示するなど、横浜市場の周知に努めること。
- (2) 横浜市場仕入食材を使用していることが消費者に分かるようにすること。
- (3) 横浜市及び横浜市場内の事業者団体が実施する直送店PRの取組に協力すること。

## （横浜市の取組内容）

第4条 横浜市は、直送店について、横浜市が管理する横浜市場のホームページ及び広報物で紹介する。

## （市場事業者の取組内容）

第5条 市場事業者は、次に示す取組を行うものとする。

- (1) 次条第1項の申請をしようとする者から仕入確認の依頼があった場合には、仕入れの事実を確認し、仕入れが確認できた場合は書類の所定の欄に記入すること。
- (2) 直送店の拡大に向けて積極的な制度周知に努めること。

## （申請及び登録）

第6条 直送店の登録を希望する飲食店等（以下「申請者」という。）のうち、主たる横浜市場仕入食材が水産物又は青果物である場合にあつては経済局本場経営支援課（以下「経営支援課」という。）に、食肉である場合にあつては経済局食肉市場運営課（以下「運営課」という。）に、それぞれ「横浜市場直送店」登録申請書（様式1）を、郵送、Eメール又は持参のいずれかの方法で提出するものとし、営業許可書の提示又は写しを提出することとする。なお、直送店は登録

を申請した時点で申請書に記入した店舗情報をホームページその他広報物へ掲載することを承諾したものとする。

- 2 前項の申請書には、第2条第2号に規定する仕入に関する確認について市場事業者から記載を受けなければならない。
- 3 横浜市は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、登録の要件を満たすと認めた場合には、登録店名簿へ記載するとともに、申請者に対して「横浜市場直送店」登録通知書（様式2）、登録証及びステッカーを交付するものとする。
- 4 横浜市は第2条各号に定める要件を満たさない店舗の登録を拒否するものとし、拒否した場合は、申請者に対して「横浜市場直送店」不登録通知書（様式3）を交付する。

#### （登録情報の変更等）

- 第7条 直送店は申請書に記載した事項に変更が生じた場合（廃業等による登録終了の希望を含む。）は、速やかに「横浜市場直送店」変更届（様式4）に変更内容を記載して提出しなければならない。なお、登録の終了を希望した場合は、速やかに登録証及びステッカーを横浜市に返還するものとする。
- 2 横浜市は前項に定める提出があった場合には、その内容を確認し、直送店に対して「横浜市場直送店」変更通知書（様式5）又は「横浜市場直送店」登録終了通知書（様式7）を交付する。直送店が登録の終了を希望した場合は、登録店名簿及びホームページ等から削除するものとする。
  - 3 直送店の店舗名に変更があった場合、横浜市は新たな店舗名を記載した登録証を再度交付するものとする。

#### （登録の取消し）

- 第8条 横浜市は、直送店が次のいずれかに該当するときは登録を取消し、登録店名簿及びホームページ等から削除するものとする。
- (1) 直送店として第2条の要件を満たさなくなった場合
  - (2) 営業していないことの確認がとれた場合
  - (3) 信用を失墜する行為を行うなど直送店として適当でないと横浜市が判断した場合
- 2 横浜市は、登録を取消した場合は、直送店に「横浜市場直送店」登録取消通知書（様式6）を送付するものとする。
  - 3 登録を取消された直送店は、速やかに登録証及びステッカーを横浜市に返還しなければならない。

#### （情報利用に関する責任）

- 第9条 第三者がホームページに掲載された情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と直送店との間で解決するものとし、横浜市は一切の責任を負わないものとする。
- 2 登録の取消しにより直送店に損害が生じた場合、横浜市は一切責任を負わないものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 「横浜市市場直送店」登録申請書

横浜市長

「横浜市市場直送店登録制度」実施要綱に基づき、登録を申請します。  
申請にあたり、要綱第2条第3号の要件を満たしていることを宣誓します。

申請日 年 月 日  
代表者氏名

## 1 基本情報

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

☆ 店舗区分	<input type="checkbox"/> 飲食店 ジャンル： <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> 和食 <input type="checkbox"/> 洋食 <input type="checkbox"/> フレンチ <input type="checkbox"/> イタリアン <input type="checkbox"/> 中華 <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> カフェ <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	<input type="checkbox"/> 小売店	<input type="checkbox"/> 量販店	
主な仕入れ食材			
☆店舗名			
☆ 店舗所在地	〒 -		
☆ 店舗電話番号			
☆ 店舗のホームページアドレス	https://		
連絡先	所属		担当者氏名
	電話		FAX
	Eメール	@	

☆印の登録内容は、横浜市のホームページにて掲載するほか、オープンデータとして公開し、二次利用を可能としますので、ご了承のうえご記入ください。

※営業許可証の提示または写しの添付をお願いします。

↓ 以下、市場事業者記入欄 ↓

## 2 仕入確認欄

上記の店舗について「横浜市市場直送店登録制度」実施要綱に基づき、当社・当店からの仕入れを確認しました。

事業者名 連絡先

所在地 担当者

年 月 日

様

横浜市長

「横浜市場直送店」登録通知書

登録申請のありました貴店を「横浜市場直送店」に登録しましたので通知します。

<送付物一覧>

- ・登録証 1枚
- ・ステッカー 1枚
- ・ポスター 1枚

水産・青果担当：経済局中央卸売市場本場経営支援課

TEL 045-459-3337

食肉担当：経済局中央卸売市場食肉市場運営課

TEL 045-511-0446

年 月 日

様

横浜市長

「横浜市場直送店」不登録通知書

貴店からの登録申請について、下記の理由により登録を行いませんでしたので通知します。

不登録理由

水産・青果担当：経済局中央卸売市場本場経営支援課  
TEL 045-459-3337

食肉担当：経済局中央卸売市場食肉市場運営課  
TEL 045-511-0446



年 月 日

様

横浜市長

「横浜市場直送店」変更通知書

変更申請のありました貴店の「横浜市場直送店」情報を更新しましたので通知します。

水産・青果担当：経済局中央卸売市場本場経営支援課

TEL 045-459-3337

食肉担当：経済局中央卸売市場食肉市場運営課

TEL 045-511-0446

年 月 日

様

横浜市長

「横浜市場直送店」登録取消通知書

以下の理由により、貴店の「横浜市場直送店」の登録を取り消しましたので通知します。

取消理由

水産・青果担当：経済局中央卸売市場本場経営支援課  
TEL 045-459-3337

食肉担当：経済局中央卸売市場食肉市場運営課  
TEL 045-511-0446



様式7

年 月 日

様

横浜市長

「横浜市場直送店」登録終了通知書

以下の理由により、貴店の「横浜市場直送店」の登録を終了しましたので通知します。

終了理由

水産・青果担当：経済局中央卸売市場本場経営支援課  
TEL 045-459-3337

食肉担当：経済局中央卸売市場食肉市場運営課  
TEL 045-511-0446